

いまばり♥ネウボラフレンズ実施要領

(目的)

第1条 この要領は、今治市内在住の妊娠中又はお子さんを養育している方をいまばり♥ネウボラフレンズ（以下ネウボラフレンズ）に任命し、今治市で楽しく生活する様子をSNS（Instagram）で子育てをする方の視点で発信することにより、「子育てがしやすい街」というイメージの醸成を図ることを目的とするいまばり♥ネウボラフレンズ事業の実施について必要な事項を定める。

(ネウボラフレンズの要件)

第2条 ネウボラフレンズは、次の各号すべてに該当する者の中から今治市が任命する者とする。ただし、今治市が認めた場合、この限りではない。

- (1) 原則として妊娠中、又はお子さんを養育していること。
- (2) 今治市内に在住していること。
- (3) ネウボラフレンズとして発信に利用するInstagramのアカウントを保有していること。なお、当該アカウントの投稿内容は公開すること。
- (4) 今治市で子育てする様子やその魅力について情報発信する意欲を持っていること。

(任命期間)

第3条 ネウボラフレンズの任命期間は、任命日から翌年の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(定員)

第4条 ネウボラフレンズの定員は設けない。

(活動内容)

第5条 ネウボラフレンズは、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 今治市での子育てについて、投稿を見た方が真似したい、参考としたくなるようなポジティブな発信をすること。発信の内容については、下記の項目を想定している。
 - ・日常の様子
 - ・お子さんと一緒に楽しめる公園・お店
 - ・市の子育て施策を活用した感想
 - ・市内施設（民間施設含む）の利用 や 市内イベント・行事への参加
 - ・その他子育てに役立つ情報等
- (2) 今治市が配信する情報等をもとに施設等を訪れ、施設情報や感想を発信する

こと。

- (3) アンケート記入、意見交換会への参加、動画制作など、今治市からの依頼に積極的に応じること。

(投稿)

第6条 ネウボラフレンズは、前条第1号及び第2号の活動（以下「ネウボラフレンズの投稿」という。）をする際は、写真及び動画を積極的に投稿すること。

- (1) ネウボラフレンズの投稿の内容を公開しなければならない。
- (2) ネウボラフレンズの投稿には、指定のハッシュタグ・メンションをつけなくてはならない。
- (3) ネウボラフレンズの投稿の内容に他人の文章を流用したり、著作権を侵害する行為をしてはならない。
- (4) 今治市はネウボラフレンズの写真を含む投稿の内容を広報目的で 사용할ことができる。
- (5) 撮影許諾のない第三者が個人を特定される状態で写っていないこと。
- (6) その他、投稿について必要な事項は、別に定める。

(活動における禁止事項)

第7条 ネウボラフレンズは活動を通じて、以下の各号に定める行為（各号に定める投稿と受け取られる投稿も含む）を行ってはならない。

ネウボラフレンズとして行わない SNS アカウントへの投稿についてはこの限りではない。

- (1) 法令、または公序良俗に反する投稿、活動
- (2) 宗教性、政治性が高い、あるいは、特定の子育て方法を特化・限定して推薦するなど思想信条に基づく投稿
- (3) 暴力的、性的に過激な表現や差別的表現を伴う投稿
- (4) 噂話など事実と確認の取れない内容または虚偽の内容を投稿
- (5) 特定の企業の商品等の宣伝や EC サイト等へ誘導、アフィリエイトリンクの設定など営利を目的とした投稿
- (6) 知的財産権、肖像権など第三者の権利を侵害する投稿
- (7) 市および第三者に対する誹謗中傷、事業の妨害を行う投稿
- (8) 自身及び第三者の個人を特定させる情報を流布させる投稿
- (9) 悪意あるプログラムを流布させること
- (10) 第三者になりすますこと
- (11) ネウボラフレンズの地位を利用し、施設の入場料の減免等の優待を求めること

(報酬等)

第8条 ネウボラフレンズは、無報酬とする。

(応募方法)

第9条 ネウボラフレンズに応募する者は、次の各号に定める内容を書類又はその電子データで今治市に提出する。

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 子どもの年齢
- (4) Instagram アカウント
- (5) メールアドレス
- (6) 電話番号

2前項により提出された内容の一部または全部に虚偽の内容が認められた場合、次条に定める任命を取り消すことがある。

(任命)

第10条 第2条に定める要件に基づき、今治市がネウボラフレンズとして任命する。

(変更報告)

第11条 ネウボラフレンズは、応募書類又はデータの記載内容に変更があった場合は、速やかに今治市に報告しなければならない。

(任命の取り消し)

第12条 今治市は、ネウボラフレンズが次の各号のいずれかに該当する場合は、ネウボラフレンズの任命を取り消すことができる。

- (1) 応募内容に虚偽があった場合
- (2) ネウボラフレンズの趣旨に反する行為があった場合
- (3) 第2条に規定する要件に該当しなくなった場合
- (4) 第5条に規定する活動が行われていない場合
- (5) 第7条に該当した場合

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、ネウボラフレンズの任命及び事業実施に係る必要な事項は、必要に応じて今治市が別に定める。

第 14 条 今治市はネウボラフレンズの活動において発生した一切の事故や怪我・病気などの責任を負わず、参加者の自己責任とする。